

## 法人規則謄本交願

宗教法人の規則の再交付を請求するときに使用します。なお、請求できるのは、当該宗教法人の代表役員（就任予定者を含む。）だけです。

平成 20 年 7 月 1 日より、本人確認書類として、運転免許証、保険証等の確認をとりますので、ご持参願います。

○証明手数料として 500 円を奈良県収入証紙により納付していただきます。

○就任予定者が請求する場合は、就任することがわかる書類が必要です。

該当条文：宗教法人法第 25 条